

ST マーク使用許諾契約違反案件に関する処分について

処分に係る企業 (ST マーク使用許諾契約者)	処分に係る事案	処分内容
オガワゴム株式会社 本社:埼玉県さいたま市大宮区 堀の内町 1-86	ラバーマスク、カツラ類等の商品 186 点について、S T 検査を受 検しないまま、約 6 年間 (2008 年 6 月~2014 年 3 月)、S T マー クを付して販売していた。 これら商品のほとんどが、ST 基準に適合していない。	S T マーク使用許諾契約の 2 年 間の不更新 なお、同契約を再開するときは、 安全環境委員会の了承を得るも のとする。